

令和3年1月19日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

総務文教委員会

委員長 本 田 篤

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 第二次魚沼市総合計画後期基本計画(案)について
(2) 魚沼市国土強靱化地域計画(案)について
(3) 第4次魚沼市男女共同参画推進計画(案)について
(4) その他
- 2 調査の経過 1月19日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
第二次魚沼市総合計画後期基本計画(案)について、魚沼市国土強靱化地域計画(案)について、第4次魚沼市男女共同参画推進計画(案)について執行部の説明を受け、質疑を行った。
その他で、旧須原中学校寄宿舎跡地の土壤汚染に係る経過について執行部から報告を受け、質疑を行った。また、第5期総務文教委員会課題のまとめについては、次回の委員会で協議することを確認した。

総務文教委員会会議録

1 調査事件

(1) 第二次魚沼市総合計画後期基本計画(案)について

(2) 魚沼市国土強靱化地域計画(案)について

(3) 第4次魚沼市男女共同参画推進計画(案)について

(4) その他

- ・旧須原中学校寄宿舎跡地の土壌汚染に係る経過について
- ・第5期総務文教委員会の課題のまとめについて

2 日 時 令和3年1月19日 全員協議会終了後

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星野みゆき、大桃 聡、大平恭児、志田 貢、大平栄治、渡辺一美、
本田 篤、(遠藤徳一)

5 欠席委員 なし

6 説明員 森山総務政策部長、大塚総務政策部副部長、五十嵐企画政策課長

7 書記 佐藤議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (13:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

(1) 第二次魚沼市総合計画後期基本計画(案)について

本田委員長 日程第1、第二次魚沼市総合計画後期基本計画(案)についてを議題といたします。資料が提出されております。執行部から説明をお願いいたします。

森山総務政策部長 本案につきましては、先に素案の段階で説明をさせていただいておりますが、その後総合計画審議会、それから執行部の庁内会議等で素案を検討して、最終的に案に取りまとめたものでございます。本日は、この案につきまして企画政策課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

五十嵐企画政策課長 第二次魚沼市総合計画後期基本計画(案)について、説明いたします。
この基本計画の策定につきまして、資料は2つ用意しております。資料1が計画の案になっております。資料2が分野別施策におきまして、素案と案を対比したものになってお

ります。素案から修正、変更した箇所については、資料2に赤字で表記をしております。

この後期基本計画（案）につきましては、素案において市議会の各委員会と総合計画審議会からいただいた意見や要望をもとに修正し、作成をしております。

素案から大きく変更した点については3か所あります。まず、重点施策につきましては、内田市長の思いを取り入れた形で修正をしております。2点目は、後期基本計画については、まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した内容としているため、3章にその関係性を詳しく表記しました。3点目は、国土強靱化地域計画についてであります。素案においては、国土強靱化地域計画の内容を盛り込むこととして説明をしておりましたが、都市基盤や安全、安心に関わることを中心に、防災、減災に特化したものであることから、別に策定することといたしました。それでは、計画案について説明いたします。

（資料「第二次魚沼市総合計画後期基本計画 令和3年～令和7年（2021年度～2025年度）（案）」により説明）

それから、各委員会の皆さんからいただいた意見、要望につきまして、この案にどのような形で反映をされているかということについてご説明をいたします。

3つの委員会から23項目ほど意見、要望をいただいております。同じような要望もありましたので、それにつきましては合わせて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、全体的なところで、「コンパクトなまちづくり」ということが後期基本計画に載っていないというご意見をいただきましたけれども、コンパクトなまちづくりにつきましては、生活基盤や市民協働の分野がそれに当たると考えております。具体的な施策につきましては、立地適正化計画や都市計画マスタープランにおいて取り組むものと考えております。

順に説明をさせていただきます。

資料25ページの「情報通信基盤の整備と活用」のところで、ケーブルテレビの今後のあり方ということを入れてはどうかというご意見をいただいておりますが、これにつきましては、現状と課題の中段部分、「地域による情報格差が生じないようテレビやコミュニティFM放送の難視聴対策を引き続きすすめる必要があります。」と追記をしております。

26ページの指標の部分。「公共交通の持続可能な地域交通網の推進」のところの目標値が、現状と変わらない数字を挙げておりましたけれども、再検討した結果、目標値を上げる修正をしております。

次は28ページになりますが、中段の2番「自助・共助を支える支援体制の強化」につきまして、ハザードマップの周知、活用という文言を加えたらどうかというご意見ですが、これにつきましては、この施策にあります「危険箇所、避難場所や経路などの情報を提供する」に含まれていると考えておりますので、実施計画のほうで反映させるようにしていきたいと考えております。

32ページと53ページに、森林の面積に関する記載があります。32ページでは、達成目標のところには森林の面積がありますし、53ページにおきましては、現状と課題の下の方に、「約83%を森林が占め」という記載がありますけれども、この整合性はどうかというご意見をいただきましたけれども、これは担当課に確認いたしまして、整合は取れているということを確認しております。

続きまして、34ページになりますが、指標におきまして「自然教室の参加者数」の目標

値が低いのではないかとというご意見をいただきまして、担当課のほうで再検討した結果、11,000人に修正をしております。

資料が戻りますが、11ページの「主な取組」欄ですが、ここでは「安心して暮らせるまちづくりの推進」の健康・福祉分野の主な取組み欄になりますけども、安心して暮らせるまちづくり3-4の「高齢者が安心して生き生きと暮らせる仕組みの構築」の欄に、地域包括ケアシステムの確立といった文言を入れたらどうかというご意見ですけども、ここにつきましては、「地域包括ケアシステムの構築」という言葉を入れさせていただいております。

この11ページの、一つ上の「市民が安心して暮らせる仕組みの構築」と、46ページの基本施策1「すべての市民が自立できる環境の構築」の施策についてですけども、ここに「地域共生社会の実現」という表現を入れさせていただいております。

次に42ページになりますが、「疾病予防と重症化防止対策の推進」のところですけども、新型コロナウイルスの感染症に対する記載を加えたらどうかというご意見ですが、「新型コロナウイルス感染症等」という表現でこれが含まれると考えておりますので、これにつきましてはこのままの表現とさせていただきたいと思います。

44ページの指標ですけども、「ファミリーサポートセンター会員数」について、目標値を盛り込んだほうがよいというご意見をいただきまして、ここに追加をしております。

48ページになりますが、基本施策1「暮らしの支援体制の推進」におきまして、家族介護者への支援の記述を入れたらどうかというご意見をいただいておりますが、これにつきましては、2行目に「介護者の負担も軽減できるようにする」という記載を追記しております。

同じページで、指標の部分で「暮らしの支援体制の推進」の中の「市で実施する介護に関する入門的研修修了者数」の目標値を設定しております。

続きまして、52ページの基本目標の3行目に「広く情報発信」ですとか、第3項「商工観光業の競争力強化」のところの3行目、「広域的な連携」という文言があるんですけども、これをもう少し表現を変えたらどうかという意見をいただいておりますけども、この部分につきましては基本構想に当たりますので、後期基本計画におきましてはこのままの表記で掲載したいと考えております。

54ページの「新たな特産品づくり、ブランド化の推進」につきまして、販路拡大に取り組むという表現でしたけども、「販路開拓、拡大」にしてはどうかというご意見をいただきまして、それを取り入れる形で変更しております。

66ページになります。「子育て環境の整備」のところに、「子育て人材の育成」という表記を入れてはどうかというご意見をいただいておりますけども、ここでは3行目の後段部分に「地域の子育て人材の育成と民間活力の導入による」という表記に変更させていただいております。

68ページについてですが、2番目の「開かれた学校づくり」最後の行になりますけども、学区再編の表記につきましては、「地域と連携しながら将来を見据えた適正な通学区域の再構築に取り組みます。」という表現に変えさせていただいております。

それから、「SDGs」についてのご意見を2つほどいただいております。SDGsの立場を明確にすべきではないかとというご意見をいただいておりますけども、先ほど少し触

れましたが、SDGsにつきましては、課題解決の新たな手法や切り口であると考えておりますので、このことを広く市民に周知していく必要があると考えております。

それから、市の施策とSDGsの整合性が図られているかという意見をいただいておりますが、この計画案の86ページから93ページの、それぞれのゴールに対する「市の取組」という表を付けてありますけども、ここにおいて市の施策との整合性は図られているものと考えております。

第二次魚沼市総合計画後期基本計画（案）につきましては、以上の説明になります。

本田委員長　説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。質疑ございますでしょうか。

星野委員　それぞれの施策の達成目標の現状値についてなのですけども、例えば44ページで言うと、子育てが楽しいと感じている人の割合、4か月が89.2%とか、令和元年の調査でそれぞれ書いてあります。また戻りまして42ページですと、健康づくりの推進の中で、自分が健康であると感じている人の割合、令和元年の調査、79.8%という記載がございます。これは令和元年に行った調査結果だとは分かりますけれども、対象年齢が幾つかから幾つで、何人の調査結果であるという記載等はどこかに提示してあるのでしょうか。

五十嵐企画政策課長　今のご質問に対してですけども、今ここでは把握しておりませんので、担当課のほうに確認して、後ほどお示ししたいと思います。

星野委員　調査対象、調査期間、調査方法、回収率などの記載をこの計画に載せる必要があると思うんですけども、それは載せる方向ということでしょうか。

五十嵐企画政策課長　それも含めまして、担当課ともう一度確認をさせていただきたいと思います。

星野委員　それがないと非常に分かりづらいと思いますので、私は必要があると思います。

次なんですけれども、資料2の11ページ、12ページ。健康づくりの推進の中の、5年間の平均自殺死亡率の目標値26.4人以下ということでございますが、新潟県の平均の21.2、これよりも多い人数であります。いろいろな理由があってこの目標値だとは思いますが、新潟県の平均まで目標値を下げてもらうようにしたほうがよいのではないかと思われるんですけど、そのような意見はなかったのでしょうか。

五十嵐企画政策課長　これは、総合計画審議会でもそのような意見が出たんですけども、確かにあまりよくない指標なので、ゼロとかという表記にできないのかというような意見も出たんですけど、やはり現状が、魚沼市は残念なことに自殺者が多いという、それでこのような数値に最終的になったと担当からは聞いております。

星野委員　現状がこうだからこそ、目標をぜひ高く持ってほしいという思いがあるんですけど、いかがでしょうか。もう無理なものなのでしょうか。

五十嵐企画政策課長　担当課ともう一度協議をさせていただきたいと思います。

星野委員　冒頭のほうで市長の思いを取り込んだ部分があるというお話でございましたけれども、具体的にどの部分がそのようなところなのか教えてください。

五十嵐企画政策課長　資料では7ページ、8ページになります。この重点施策のほとんどの部分で市長の思いを盛り込んであります。

星野委員　7ページ、8ページは、今までの5項目が3項目になって、この部分はほとんど

が今の内田市長の思いだというお話でよろしいのでしょうか。

五十嵐企画政策課長 そのようになっております。

本田委員長 よろしいですか。では、前の2点が指摘ということでよろしいですね。

ほかにございますでしょうか。

大平（恭）委員 28ページの、この前入ってなかった消防団員数の目標値が出ているんですけども、消防長にも言ったんですけども、下がっているというのが前段の説明の記述と整合性が取れない。充実をうたっているんだけど、879人から800人になっていると。この関係はちょっと表記的にうまくないんじゃないかと思うんですけども、議論の中で現状を考えた800人だと、現状より下げるしかないという判断なのかなという気はしますが、防災については非常に注目されているところで、関心も高いところですので、ここら辺をもう一段考えたほうがいいんじゃないかと私は思うんですけども、そこら辺についての議論あるいは経過を聞かせてもらえないかと思っております。

五十嵐企画政策課長 この消防団員の人数につきましては、素案の段階では目標値を1,000人としておったんですけども、人口が減っていく中でなかなか1,000人は難しいだろうという結論になりました。現在は、760人くらいだと思います。ですので、やはり今の現状値から数的には下がりますけども、割合的には増えるということで800人としております。

大平（恭）委員 多分そうだと思って聞いたんですけど、でも5年計画なので今後を考えても人口が減ると。高齢化が進み団員になる方が非常に厳しいということであればそのとおりにする、ということだけじゃなくて、努力と工夫で、どうしてもこの人数がいるんだという目標値をきちんと据える必要があると僕は思うんです。それに向かって取組みが始まるわけですから、今までの前段の5年間はどうかだったのかというのが出てくるわけで、その積み重ねの上でじゃあどうしようかと。でも目標は、これは最低限ありますよねというのが出てくると思うんです。現状そのまま、推移を見て捉えるというだけの話であれば計画いらないわけで、計画で目標値をきちんと定めて、それに向かっていくわけですから、そこはもう一段考えたほうがいいと思うんですけど、もしくは表記をただし書きのような形で、言葉を選ばなきゃいけないかもしれないけども、書く必要があると僕は思うんです。だって消防団の充実って書いてあるわけですから、これはちょっと取れないかなと私は思うので、ここはご検討いただきたいんですけど。

森山総務政策部長 消防団員数につきましては、やはり現実的な数字は、どうしてもこのような数字になってしまうという部分については、内部でも、それから消防団を統括している消防本部でもこういう話になっているというのが現状であります。ただし、それに甘んじてこれでしょうがないというようなことではなくて、やはり増やす努力というのは当然しているわけではあります。致し方ないと言ってしまえば、また言い方が失礼な言い方になるかも分かりませんが、現実的な現状を見た中で数字をここに出ささせていただいたというのがまず一点と、消防団の充実という文言については、その前に市の防災体制ということが書いてありますけども、消防団の体制という意味も含めた充実ということでありまして、人数が少なくても機動力が発揮できるような機器の導入であるとか、資材の導入であるとか、例えば軽トラックを増やしていくとかというような部分についても充実の中に入れているというところで、ちょっと言葉が足りないというところになるかも分かりませんが、説明としてはそういうようなことを含めた説明をさせていただきたいという

ところは、この中には含まれているということをご理解いただければと思います。

大平（恭）委員 そのような形であれば、これは広く市民が見るわけですから、説明を後で
するということではなくて、きちんと計画として載せるわけですから、何らかの形で表記
をするべきだと、そのような現状があるということであればなおさら、そこを変えること
はできないということであればなおさら、表記についてはきちんと精査したほうが僕はいい
と思いますので、これは意見として聞いていただければと思います。

本田委員長 大平恭児委員。確認させてください。表記というのは、目標値800人でもいいん
だけどもということですか。

大平（恭）委員 違います。防災基盤の強化についてというのがあって、「市の防災体制、消
防本部、消防団の充実を図るとともに」とありますが、消防団員数が減少している中で、
消防団の充実という言葉についてもう一考したほうがいいんじゃないかという意味です。

大桃（聡）委員 やること全部ここに達成目標載せられるとは思っていないんで構わないん
ですけど、今の防災基盤の強化のところで「防災行政無線等の充実を図る」というのと、
「減災対策のための施設整備を促進」するという、こういうところは目標とかはなくていい
のかどうか伺います。

森山総務政策部長 防災行政無線の、例えば子局の数であるとか、防災のための設備である
とか、そういった部分につきましては、今の現状は当然分かるわけでありましてけれども、
5年間でどの程度整備をするかということについては、おおむねの数字というのは構想的
にはあるわけでありまして、今後5年間の中で再度、例えば防災無線の今後の構築を考
えるというようなことも今想定をされている中で、5年後にこうするというようなところ
をなかなか示すのが難しいような現状でもありますので、今回は具体的な数値というのは
ここには載せなかったという現状がございます。実施計画等の中でまた話はさせていただ
ければと思います。

大桃（聡）委員 おっしゃることは分からないわけでもないですけども、この3番の防災基
盤の強化の中が、消防団員の数だけというのはいかがなものかという指摘なんです。具体
的にどうするって話をそんなに書けと言っているわけじゃないですけど、この間浅井宏昭
議員の一般質問にもあったし、私も何回もしてますけど、現状の防災行政無線は聞こえな
いところがいっぱいあるというのを把握して、それを5年間の間にどういう手段を取るか
は別としても、解消していくんだと。皆さんのところに情報を伝えるんだという部分の中
では、ある程度の目標がないと私は思うんですけど、いかがですか。

森山総務政策部長 ここに出てきている目標値というのは、人的な部分であるとか、事業所
というような数字がほとんどだということで、委員がおっしゃっているようなソフトプラ
スハードというような面がどうしても見る中では数値的に出てくるものが分かりやすいと
いうことでもあろうかと思いますので、そこは少し検討はさせていただきたいと思います。

大桃（聡）委員 細かい基地局が云々とか、そういう機材の話だけでなく、仮にこの防災
無線だけで例にとると、今のところどのくらいの人たちが聞こえないのかというところの
把握がないと、それをどうやってやっていくというのがないわけですから、今80%くらい
の人しか聞こえないと、物理的にそれを100にするんだという、その辺のことが載ったほ
うがいいのかなという気はしますけど、実施のほうできちんとやっていただければ、ここ
にどうしても載せたいという話ではないですけど、消防団員だけだと寂しい気がします。

森山総務政策部長　貴重なご意見ありがとうございました。十分検討させていただきます。

渡辺委員　先ほどの星野委員と絡むかもしれないんですけども、この審議員のメンバーですとか、アンケートを実施した日、アンケートの内容と結果、こういったものは当然この後ろのほうの資料編の中に載せていくべきではないかと思うんですけども、その辺りは今後どうなさるおつもりですか。

五十嵐企画政策課長　今の渡辺委員がおっしゃったことは、前期の計画の資料などを参考に今後入れていくように検討していきたいと考えております。

渡辺委員　他市のいろんな計画等ですと、もう少し住民参加ができる形になっているところもあるんですけど、現実魚沼市がどういう形でこれを作成したかという資料がしっかりと載っていないければ、この次に向かって改善も言っていけないところもありますので、しっかりと当市がどのような形でこれを作成したのかが見える形にしていきたいと思います。今のは検討していただければなんですが、48ページお願いいたします。「暮らしの支援体制の推進」のところで、「市で実施する介護に関する入門的研修修了者数」を現状24人から50人にするというところで、これを入れていただいたのは非常によかったと思っておりますが、44ページのファミリーサポートのほうで、現状30人から目標値を70人にしています。全ての方がいろんな担い手になれるかどうか分からないんですけど、ファミサポのこれもしっかりと検証して、登録してくださる方を増やしていくということではいただいているんだと思うんですけども、こちらのほうも子育て支援のほうの70人に近い形で、24人から50人だから倍かなとは思いますが、今本当に足りない介護人材をカバーしていただくというのはこの参加者、研修を終えた人をどう増やしていくかによって大きく違ってくると思うので、ぜひこの目標値については、倍ぐらいの100人くらいを目標にさせていただいて、この上のほうが多分それに絡まってくると思うんですけど、「地域で高齢者に関するボランティア活動に参加したい人の割合」というところ、ここを増やすには、この研修者の数が増えていかないと増えていきませんので、この研修を年に2回やっているような地域もありますから、ぜひ魚沼市単独でその講習ができるような形を取っていただきながら増やしていくという方法を考えてはいかがかと思うんですけど、担当課じゃないのでできるかどうか分かりませんが、答弁をお願いします。

五十嵐企画政策課長　今、渡辺委員がおっしゃったことは担当課に申し伝えたいと思います。

大桃（聡）委員　星野委員と渡辺委員がおっしゃったことと関連するんですけど、アンケート調査でやったという表記がきっちりないと、次の、終わった後、やっている最中の目標値の検証に同じことでやらないと検証にならないわけですから、別のことでやると別の結果が出ますから、その辺きっちり載せておかないと、こうやってやるんだという部分、やったんだというのがないと、目標値の検証ができないと思うので、どこかに載せておいてください。

五十嵐企画政策課長　今、大桃委員がおっしゃったことは、この計画策定において検討させていただきますと思います。

渡辺委員　76ページの市民参画のところ、この目標が「市民と行政との協働推進の充実度」ですとか、「市民参画と行政との協働を理解している人の割合」というのを上げたいというのは分かるんですけど、ほかのものもそうなんですが、要はアンケートの結果を、目標値を50%にしたい、それぞれみんなそうなんですが、それは分かるんです。5年後にはこう

なりたいというのは分かるんですが、具体的な施策として何をしたいとか、どれと絡まっているんだとかというところが全く見えてこないという気がするんですけど、その辺りは今後どういう場面でそこをつくっていかうとするのかという気がするんですが、例えばまちづくり委員会のことも全くどこに出ているのか分からなかったり、せっかく市民協働ということを言っている中でそういったことも全くないですし、協働推進の充実度というのをどうやって上げていかれるおつもりですか。

森山総務政策部長 75ページの第1項については「市民参画と行政との協働」ということで、こちらについてはまちづくり基本条例、そこを中心に取り組む部分がここになります。それから77ページについては、地域づくりの推進ということで、コミュニティ協議会が主にそこに入ってくるというようなつくりになっています。そういう中で文章の書き方については、まちづくり委員会のこれからのあり方だとか進め方であるとか、あるいはコミュニティ協議会がこれからどうするのか、どういう関わりをしっかりとっていくのかというようなところがないではないかというようなご指摘だったと思います。その部分については、特にまちづくり委員会というところがなかなか先に進んでいないと言いますか、活性化が図られていないような部分もあって、今現在、新たな局面に向けて苦しみながらも前に進もうとしているという状況があるわけなんですけれども、そういうところも含めた記述を、76ページ、現状と課題も含めて少し入れた上で、まちづくり委員会、コミュニティ協議会等の、もう少し具体的とまではいかどうかですけれども、進め方についての記述を加えることを検討させていただきたいと思います。

渡辺委員 いい答弁だったと思っていますけれども、そこは本当に足りないというところ、私の疑問をうまくまとめてくださったと思っていますんですけど、そういった中で私たち議会のほうにも各種計画ですとかそういったものがなかなか上がってこない。そういった各種計画について、もっと市民が参画できる仕組みをつくっていかねばいけないと思っていますので、特にまちづくり委員会ですとか、コミ協ですとか、そういった団体の方々や、また手を挙げる方々もいると思うんですけども、ぜひ各種計画の中間的な検証ですとか、次の策定に向けてですとか、そういったものを何とかこの文言の中にうまく入れ込んでいただけたらうれしいと思っておりますが、いかがでしょう。

森山総務政策部長 やはり計画を進めるためには検証というのが非常に重要であります、検証の方法についてはまちづくり委員会等をお願いをして、中心になってやっていただくとか、手法についてはいろいろ考えられる部分がありますので、そういったところを本当に協働でできるような体制づくりというところを取り組んでいかなければならないと感じておりますが、その取り組み方も含めた今後のあり方については、この中に少し組み入れていきたいと考えております。

大桃（聡）委員 50ページなんですけど、「医療資源の育成」というので、これは小出病院の常勤医師だけの人数なんですけど、9人が9人ということは増やすつもりがないということなんだろうけども、南魚沼市で2人目の副市長就けて、自治医大の方を副市長に就けて、医療人材の確保に動いているというようなことから、魚沼市だって医療人材の確保が必要だと思うんですけど、9人が9人でいってことは、このままでいいという認識なんですか。

五十嵐企画政策課長 数字だけ見るとそういうふうには見えるんですけども、減らしたくな

いという思いがあつての数字、検討の中ではそういう話が出たように記憶しております。

大桃（聰）委員 減らしたくない思いはよくわかるんだけど、1人でも増やしておくほうが目標としてはいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

森山総務政策部長 医師を育てるための奨学金の制度等も今活用して、実際にそれを活用して勉強されている方もいらっしゃるというようなことは、先の一般質問等でも答弁させていただいたところですが、どうしても若い医師が入ってくる方もいれば、今もうすぐ定年になるような医師もいらっしゃるというようなことで、入れ替わりというようなことで、当初執行部としてはこういう話になってしまったということではあります、再度、これが2桁にできるかどうかというところについては、少し検討はさせていただきたいと思います。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。（なし）委員の皆さんの発言を聞いていますと、目標値に対する数値で何点かご指摘がありました。具体的な獲得の数値を求める委員さんであれば、希望的な数値を求める方もおりましたけども、それに対する根拠の説明が今日少し弱かったという印象がありますので、そこについてはしっかりと説明ができるようお願いしたいというところを、皆さん全体的にそう思っておられると私は受け止めました、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

内容につきましては、防災関係で二、三ご指摘いただきましたけれども、これまでの3常任委員会でのご指摘等は反映されておりますし、おおむね内容については了解したと受け止めてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。なお、これからパブリックコメントも始まります。この段階でもご意見出せますので、ぜひご活用お願いいたします。1月22日から2月19日の間だそうです。本件につきましては、以上とさせていただきます。

（2）魚沼市国土強靱化地域計画（案）について

本田委員長 日程第2、魚沼市国土強靱化地域計画（案）についてを議題といたします。資料が提出されておりますので、執行部から説明をお願いします。

森山総務政策部長 本案につきましては、以前、第二次総計の後期基本計画の素案を説明させていただいた際に、そこにセットでこの地域計画の素案をつけておりました。ただ、それ以降、いろいろ調整をしていく際にこれは別様で策定をしたほうが適切ではないかという意見が多かったことから、今回別様で案を示めさせていただいたものでございます。この計画策定の趣旨でございますが、国においては国土強靱化基本法をもとに国の国土強靱化基本計画が策定をされている。県も同じように国にならって地域計画をつくっているということを前提とした中で、市民の安全、安心を一層図るために、魚沼市においてもこの国、県と一緒に地域計画を策定し、安全、安心な地域づくりを一層推進をしたいということで、この計画案をお示しさせていただいたものでございます。内容につきましては、企画政策課長より説明をさせますので、よろしく申し上げます。

五十嵐企画政策課長 （資料「魚沼市国土強靱化地域計画 令和3年～令和7年（2021年度

～2025年度）（案）」により説明）

本田委員長　　ここで、10分間休憩させていただきます。

休　　憩（14：02）

再　　開（14：10）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

大平（恭）委員　　まず、9ページの2－1で、避難所の運営についてのくだりがあるんだけど、避難所に避難できない方、今だと車で避難されたり、そのまま過ごしてしまう方も随分いると思うんだけど、指定避難所に避難できな方も現実には多くいるわけで、その部分の記述は必要じゃないか。これだと避難所に避難された方のみが対象となっているような感じなので、そこは1項入れるべきではないかと私は思うんですけども、その辺についてどうでしょうか。

森山総務政策部長　　目標2の2－1については、最初に避難所等というところから始まっていますので、どうしてもそこに視点が向きがちという話になってまいります。そこに行くことが困難な方という意味のお話だったかと思いますが、その部分については当然配慮をしたり、計画はその地区ごとにつくっていただいたりという対策はすることになっていますので、それをどこに入れられるかというのは今後考えさせていただきたいと思います。

大平（恭）委員　　ぜひやっていただきたいと思うんで、そこは考えていただきたいと思います。それから、11ページの5－1「災害時に経済活動の停滞を招かないように」ということで、企業間の連携だとか協力体制と書いてあって、僕はこういうことを主にする、あるいは表題が「農林水産業・商工業の生産力が低下する事態」、こうならないようにということであれば、やはり災害時や災害時後の支援体制の整備と周知というようなくだりも入れていくべきじゃないかと思うんですけども、そこについてはいかがでしょうか。

五十嵐企画政策課長　　今の太平恭児委員のおっしゃった件につきましては、再度担当課と協議をして、またその部分については検討させていただきたいと思います。

大平（恭）委員　　この項だけではないと思うんですけど、災害はその瞬間だけ終わればいいですが、多くは非常に長引くことが考えられたり、影響も非常に大きいと思うので、そこら辺の記述を含めて、しっかりと支援を行うというメッセージは出していくべきではないかと思っています。

7ページの1－2の一番下のくだりです。ハザードマップのことが書いてあるんです。この活用と周知って今後にとっては重要だし非常に大きいと思うんです。ただ状況、気候だとかそれまでの天候の状況だとかで、結構変化すると思うんです。同じハザードマップで危険箇所になったんだけど、さらに危険が高まるとか、そういう変わるような状況があるので、日常的な点検というか調査というか文言的には分からないんだけど、そこは常に点検しながらハザードマップの有効活用というものも1項加えてもらったほうがいいと、これは個人的な意見なんですけども、そこら辺についてどうでしょうか。

五十嵐企画政策課長　　今のご意見ですけども、パトロールといった表現でよろしいでしょう

か。

(何事か呼ぶ者あり)

森山総務政策部長 冒頭の説明でも申し上げましたとおりの話になりますけども、2ページ目に国土強靱化地域計画と地域防災計画の違いが表になっております。実際に災害が起きようとするような場合については、地域防災計画の中でマニュアルを整備したり、こういうケースはこうだというようなところが細かくうたいこんでございますので、そちらのほうをまずは優先させていただきたいと。こちらのほうの強靱化地域計画については、自然災害全体を網羅した中でのリスクシナリオというところを主に入れ込んでいるということです。両方がそれぞれの役割をちゃんと果たしていくというような考え方でつくっておりますので、そういったことで見ていただければありがたいと思います。決してここに入っていないからやらないということではなくて、そういう部分については地域防災計画の中でしっかり見ていますということでご理解いただければと思います。

大平(恭)委員 そうであればなおさら、これは我々ではなくて、市民が見て実際考えたり、場合によっては具体的な対応の一つにする部分もあると思うんです。国土強靱化計画そのものと地域防災計画との兼ね合いというのは、ある意味分かりづらいと思うんですか、バッティングするところもあるし、すみ分けするところもあるしというようなことがあるので、そこはこの位置づけをどうするかという部分について、我々もよく分からないところがあるので議論もしてみようもないところもあるし、ここはどうなのという話もしたくなるので、そのすみ分けというのはなかなか、僕は今おっしゃっているような形にはならないような気がする部分もあると思うんです。結構入り乱れると思うんでしょうか。そういう部分では、リスク管理の部分だと思うんです。ハードの部分とソフトの部分と。災害が、起きてはならないことを起こさないためにどうするかという視点で僕はこれを見て考えてきたんですけども、そういう視点でよければ今後そういう形で考えていくし、今僕の言ったことがそうではないということであれば逆に指摘していただいて、その位置づけを明確にしてもらえればと思うんですけど、いかがですか。

(何事か呼ぶ者あり)

本田委員長 しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (14:19)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (14:24)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

大平恭児委員の質疑中ではありますが、一旦会議を休憩といたしまして、計画の位置づけについて皆さんで相互理解したところであります。質疑中でございますので、引き続き大平恭児委員への答弁を求めます。

森山総務政策部長 この強靱化地域計画の案と、それぞれの防災計画であるとか都市計画マスタープランであるとか、そういった位置づけがなかなか分かりづらいというご指摘もあ

りましたが、もう一度2ページを見ていただきますと、上の段のオレンジ色のところに国土強靱化地域計画があり、その下に地域防災計画であるとか、都市計画マスタープランであるとか、森林整備計画であるとかがぶら下がっていくというような、イメージ的にはこういうことになっています。今回脆弱性とかを指摘した部分については、この上の地域計画で指摘をしているということですが、その対策としては防災計画であるとかマスタープランであるとか、そういうところに出ているもののこういうところをしっかりとやっていくというような説明をきちんとすることで、ある程度理解をいただけるのではないかと執行部側では感じましたので、そこは説明の中ではしっかり筋の通った説明に努めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

大桃（聴）委員 分かりづらいところ、今総務政策部長の説明で上にあって下がってくるという中で、同じものあったって別に問題は何もないと私は思っていますけど、脆弱性のところの評価で、10ページなんですけど、目標3「必要不可欠な行政機能は確保する」と書いてあって、その下のほうに「停電時のための非常用発電装置等を整備し」と書いてあるんだけど、3,000リットルの軽油備蓄して、発電機が入っていて、これあるよね。あるのをこれから整備するの。あるのが整備に入っているんだけど、その下の4のところは、防災行政無線の「大規模停電等により」という話になっているんだけど、その防災無線のほうは無停電源装置みたいなのはないのかどうか。そういうところにも無停電源装置はないとこういうことは起きるし、実際ただ停電だったら、大規模停電でなければ、線が切れたくらいの話だったら別のルートから回して来れるんだけど、なかなか復旧しないとすると発電装置が必要だろうと。私が提唱しているオフグリッドなんかも、避難所等にも懸念があるわけです。入っている庁舎のところ整備して、ほかのところにもそういう文言がないのはいかななものかと思うんですが、いかがですか。

森山総務政策部長 必要不可欠な行政機能というようなことなので、本庁舎以外の部分も含めた言い方ということで理解をいただきたいと思います。それから、防災行政無線については、それぞれの子機にはバッテリーが備え付けてあると、年間保守契約は結んでおりますので、毎年検査体制は整っているという状況でございます。避難所については、今回発電機の整備を今年度中にまずもって全部終わらせるということではありますが、このオフグリッド等については、今後の課題ということで検討は行っていくということになります。

大桃（聴）委員 この文言の中に入れなくていいのか。実施するのはいいんだけど。それで12ページ、目標6のところの6-2「上下水道の供給」ですけど、「停電による取水・浄水場の機能停止により」という、こういうところにも停電になった場合の対応みたいなのはないといけないみたいな、そういうふうな脆弱性を評価しなくていいのかという、それもあるんですけど、いかがですか。

（何事か呼ぶ者あり）

本田委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩（14：30）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（14：31）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほどの休憩中に、計画についての相互理解を深めたところでございます。大桃委員の質疑中でございますので、答弁を求めます。

五十嵐企画政策課長 今ほどの大桃委員のご指摘ですけれども、23ページの6－2の取組方針のところで記載してあると我々は考えております。

渡辺委員 推進方針の16ページ、目標1のことなんですけれども、「建物等の耐震化・長寿命化等の推進」ということで、要するに、不特定多数の人が出入りする施設及び一般建物の耐震化を一層促進する必要があるということなんだと思うんですが、ここで「魚沼市公営住宅等長寿命化計画に基づき」とあって、公営住宅の長寿命化計画はあります。ただし「学校施設のうち」というここについては、うちは長寿命計画持っていません。ただこれはつくるようにと今言われていると思ってるんです。学校施設というか教育関係で言われていると思っています。今つくり始めているのではないかという気がします。やっぱり長寿命計画なんですよ。ここに各種、それごとにきちんと長寿命化計画はつくりなさいと言われていきますから、そういう文言に切り替えていくべきではないかという気がします。学校施設のことに一つ。それはどうですか。

森山総務政策部長 委員おっしゃるとおり、長寿命化計画についてはそれぞれの分野で整備をするようにという話になっておりますので、本来であれば全体の中での長寿命化計画というのを一つ出すことで、全て網羅する形も望ましいのかなとも思いますが、この表記方法につきましては検討させていただきたいと思います。

渡辺委員 「市内公立児童福祉施設」、ここには保育所等も入っていると思うんですけれども、「建物の老朽化調査を行い、これに基づいて個別施設の長寿命化計画を策定し」とあるんですが、ただここについて、特に保育所なんです、公立保育所については国県補助金が1円も入ってこないという中で、私立の民営化計画をしっかりとつくらなかったら、長寿命化計画がやったはいいいけれども無駄になったりとかということになってくるかと思うので、早めに私立のほうの保育所に移行することによって、きちんと国県補助金をいただきながら子供たちの施設を整備していくということになっていくかと思うので、この文言をもうちょっと違う形にならないですか。

森山総務政策部長 今委員おっしゃられた民営化の計画とかという言葉がこの中に入れられるかどうかというのは、少し考えなければならない部分かとは思いますが、表現方法等については、またよく検討させていただきたいと思います。

渡辺委員 このままでは、公立のままで整備するような誤解を招かないとも限りませんので、文言をもう少し精査していただきたいです。

次に、20ページなんです、避難のところ。「要配慮者や女性等の視点に配慮した避難所づくりのための」というところがあります。これが、担当課が学校教育課になっております。要配慮者とかということになると、これは障害者、高齢者とかになりますので、ここは学校教育課ではないように私は思うんですけれども、介護福祉課なり福祉部門のほうでしっかりと、特にこれはマニュアルをつくるだけではなくて、訓練も一緒にしていただきながら、社協などとの関連も非常に強い場所だと思っていますので、その辺りのこと

はいかがでしょうか。

森山総務政策部長　こちらについては、避難所の開設、運営という部分が主体となった書き方になっておりまして、防災計画の災害対応マニュアルについては、教育委員会が避難所を開設して運営するという決まりごとがあります。そういう意味で、主体となる学校教育課がこれを書いたということではありますが、当然これを書くに当たっては、福祉担当部署ともよく連携を取りながらやるということですので、そちらについては学校教育課だけがそれに対応していくということではありませんので、ここの表記方法につきましては、少し検討はさせていただきたいと思います。

渡辺委員　次のところには健康増進課というようなことで、「取り組みます」というところで健康増進課がそこに名前が挙がっております。そういう意味では、介護福祉課なりがきちんとここをしっかりと実行力のあるものにしていくには、その文言というか担当課を入れることによって、自分たちはそこに関わるという意識を強く持ってもらいたいのと思いますので、お願いしたいと思います。

大平（恭）委員　21ページの2－3で、先ほどの計画のところと言ったのとだぶっちゃうかもしれないんですが、感染症マニュアル。今新型コロナウイルス感染症というのが、それで避難所の運営のあり方も変えざるを得なくなっている状況があると思うんです。普通の感染症ではないです。その位置づけは普通の感染症と同じくくりでと先ほどおっしゃいましたが、私は新型コロナウイルス感染症というのはきちんと明記して、その部分の対応はしますという表記はするべきだと思うんですけど、具体的な話になる部分だと思うんで、そこは考えていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

本田委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（14：39）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（14：42）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど地域計画についての委員間での相互理解を深めていたところでございます。大平恭児委員の質疑中でございましたので、会議続行いたします。答弁を求めます。

森山総務政策部長　今ほどご指摘のあったところにつきましては、書き方としては感染症、あるいは新型病原体等ということで、そういう言葉の中に新型コロナウイルスも含まれるということで書き込んでではありますが、市民への説明にはそういった具体的なウイルス名等も使いながら説明はしたいとは思っています。ただ、5年間の計画ということでありますので、新しい病原体の名称をここに使ったほうがいいかどうかというのは、再度検討はさせていただきたいと思います。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。（なし）質疑を終結いたします。こちらにつきましては、今後パブリックコメントを行う予定でございますし、その後また委員会のほうで

報告があろうかと思しますので、本件につきましては、以上とさせていただきます。

（３）第４次魚沼市男女共同参画推進計画（案）について

本田委員長　　日程第３、第４次魚沼市男女共同参画推進計画（案）についてを議題といたします。資料が提出されておりますので、執行部から説明をお願いいたします。

森山総務政策部長　　魚沼市の男女共同参画推進計画につきましては、５年ごとの計画を策定しながら、今年度第３次の最終年度となっております。引き続きこの推進を進めたいということで、第４次の計画案をここに示させていただきました。なお、この計画案を策定するに当たりましては、市民等から構成をしております男女共同参画推進委員会で中身をもんでいただいて、案としてまとめたものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。説明は企画政策課長が行います。

五十嵐企画政策課長　　（資料「第４次魚沼市男女共同参画推進計画　令和３年～令和７年（2021年度～2025年度）（案）」により説明）

本田委員長　　説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございますでしょうか。

大平（恭）委員　　まず、魚沼市の職員等の市の目標、特に女性の比率を高める、幹部職員の比率を高めるというような議論というのはずっとあったかと思うんですけども、ここにはなかなか載っていないですけど、連携するのにもこれは市が率先してやるということできちんと示さないとうまくないんじゃないかと思うんですが、そこはどうなのでしょう。

森山総務政策部長　　やはりそれはうまくないと思いますので、努力はしているところではございます。

大平（恭）委員　　いや、ここに載っていないんで、少なくとも載せたほうがいいんじゃないかと思うんですが、そこについてはいかがですか。

森山総務政策部長　　行政の体制という意味から大切な部分かとは思いますが、例えば市の職員、公務員という言い方が適切なのか、例えば議会というような部分も必要なのか、そういうところについては、ここではもう少し検討させていただかなければならない部分もあるかとは思いますが、おっしゃっている意味は非常によく理解できます。

大平（恭）委員　　載せられる、載せられないというのは、文言的にはあるかもしれないですけど、そういう部分でインパクトというか、計画を進めるうえで魚沼市はこう考えているというのがないと、連携といったってそこは力が足りないんじゃないかと思うので、ぜひ一考いただきたいと思います。

それから、40ページでちょっと聞きたいんですけども、指標の関係で「施策の方針４　ひとり親家庭への支援体制の充実」というのが、目標が下がっちゃってるんです。これは何か理由があるのか。平成27年では１人、現状では４人になっていて、この現状の捉え方がどうか。現状の実際の利用されている方の人数なのか、それともその現状の目標なのか、ここもちょっとよく分からないんですけども、下げているという理由は何があるんですか。

五十嵐企画政策課長　　ここは担当課にもう一度確認をして、お返事をさせていただきたいと思います。

大平（恭）委員 42ページの「女性相談専門員の設置」。これはないものを1人据えたいというのがあるんですが、ここは何か専門的な資格を持った方を設置するという意味ですか。具体的に教えてください。

五十嵐企画政策課長 この件につきましても、担当課にもう一度確認して、答えさせていただきたいと思います。

渡辺委員 39ページのところの「施策の方針2 生涯学習の場における男女平等の意識づくり」というところで、セミナーの受講者数を増やすというのが、266から目標は250、これも下がっています。令和元年に幾つくらいセミナーしたのか、主催がどこであったかとか分かったら教えていただきたいと思います。

五十嵐企画政策課長 今の件につきましても、再度調べましてお答えしたいと思います。

渡辺委員 ほかのほうの計画にも言いましたけれども、アンケートの取り方ですとか、委員の名簿、そしてまたいつ審議会なり委員会があったのか、その辺りをしっかりと、この目標にするための現状が、どういうところから出てきている数字なのかというところがちゃんと分かるような資料をつけなきゃいけないと思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

五十嵐企画政策課長 それも先ほどの総合計画と同じで、今後計画策定に向けましてもう一度検討はさせていただきたいと思います。

渡辺委員 うち男女共同参画推進委員会という、その委員会の位置づけというのは、市長の諮問機関みたいな感じになっているのでしょうか。それとも何かNPOなりそういった形の会でしょうか。

森山総務政策部長 諮問機関まではいっておりません。この計画を推進するための意見をお聞きする位置づけとして、この男女共同参画推進委員会という会を設置しているということです。

渡辺委員 それは常時設置なのか、これは5年に1回の策定ですので、計画を策定するたびに選ぶような会なのか、どういう形になっていますか。

五十嵐企画政策課長 この委員会につきましては、常時設置しておりまして、計画策定の年は計画策定をしていただきますけれども、それ以外は中間評価をしていただいております。委員につきましては、任期で任命をさせていただいているという形になっております。

渡辺委員 こういった男女共同参画みたいなことを住民の皆さんに周知したり、そこに向けていろいろと活動なりそういったことをしていくためには、この委員会というのが、市が設置しているけれども、もっと自由に動けるような委員会なりにしていったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、長岡ではNPO法人化して市民団体として動いてもらったりしています。そういった計画等はないでしょうか。

五十嵐企画政策課長 この委員会につきましては、大学の先生ですとか、公募でもお二人参加していただいております委員会であります。今のところはこのまま委員会を設置していく考えていますので、今後につきましては、また検討課題とさせていただきたいと思います。

渡辺委員 公募の方が二人くらいしかいらっしやらないということで、どちらかというと市民団体というよりは学術とか、ある種いろんな団体から出てもらっている、市民団体から出てもらっているような会だと思います。できれば、この男女共同参画というのは、もっと市民が主体的になって動けるような団体を養成していかなければいけないと思

うので、そういうところが中心になっていろんな企画を練り上げていくというような、もっと市民協働、市民が中心となったまちづくりをしていくためには、どうすればそういったものがつくれるかというような視点を持った動きをしていかなければいけないと思うんですけど、そういったことを今回の目標の中にも入れていくようなお考えはないでしょうか。

森山総務政策部長　今のご意見につきましては、総合計画の基本計画にも必要な部分にもなっているかとも思います。市民協働というような意味では、その部分にも入ってくるような感じがいたしますが、今回の計画の中にはそこまでうたいこんでございません。この部分については、総合計画の関連も出てくるかとも思いますので、そういった分野も含めて再度検討はさせていただきたいと思います。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。(なし) 質疑は以上とさせていただきます。この件につきましては、皆さんのご質疑を拝聴させていただきますと、方法論はさておきといったしましても、若干目標値の設定、説明が総合計画と同じで、もう少し丁寧な説明が必要なのかなと、委員の皆さんの質疑を聞いていて思ったんですけども、皆さんもそのとおりでよろしいでしょうか。かつ、内容につきましては、おおむねこの流れで了承したと受け止めたけども、よろしいでしょうか。

渡辺委員　今いろいろと質疑をさせていただいて、それがどう反映するとか、回答ですとか、おおむね理解というよりも、私たちはそれを聞いてから理解しなきゃいけないんじゃないかと思うので、ぜひどの段階になるか分かりませんが、次回のところできちんと回答いただく委員会を持っていただきたいと思います。

本田委員長　委員のほうから何点かご指摘が出ましたので、その点についてはどういう答えが返ってくるか、次の委員会につなげたいと思います。それを踏まえた上で、今後またパブリックコメント等もありますので、それが終了次第また委員会の中で取り上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本件につきましては、以上とさせていただきます。

しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（15：05）

再　　開（15：16）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

（４）その他

・旧須原中学校寄宿舎跡地の土壌汚染に係る経過について

本田委員長　日程第４、その他を議題といたします。

最初に、旧須原中学校寄宿舎跡地の土壌汚染に係る経過についてを議題とします。資料が配付されております。執行部から報告を求めます。

大塚総務政策部副部長　ただいまから、旧須原中学校寄宿舎跡地の土壌汚染に係る経過につ

いて、ご説明したいと思います。お手元の資料、配付してありますが、まず1ページ目に経過を箇条書きで記載しております。若干この前段で補足をさせていただきたいと思いますが、旧須原中学校寄宿舎の跡地ということになります。こちらにつきましては、昭和44年11月28日に開設された建物がかつてありました。鉄筋コンクリート造で3階建ての建物がありまして、平成24年度に解体をしております。解体は平成25年3月に完了しております。こちらの土地につきましては、社会福祉法人魚沼更生福祉会に対しまして、令和2年7月29日付で無償貸付をしております。貸した時点での現状の土地につきましては、建物を取り壊した部分については当時土でならされておりました。建築が始まる前は草が生えている状況と、あとそれ以外につきましては舗装されていた部分という形になっております。またたびの家の新築工事をそこでしているんですが、法人の発注につきましては8月27日から令和3年3月23日までの契約期間で、請負者が伊米ヶ崎建設株式会社となっております。工程としましては、8月の契約日から10月末にかけまして準備工ですとか、仮設、既設アスファルトや側溝の撤去、あるいは杭の打ち込み等をしていたということになります。10月29日に土壌が油で汚染されていることを請負者のほうで確認したということで、発注者のほうで現地確認をしております。翌日、更生福祉会の皆さんが庁舎のほうへお見えになって現状報告ですとか状況を説明されまして、その日の午後、管財課におきまして現地のほうを確認をしております。11月5日には、新潟県の南魚沼地域振興局環境センターの職員の方から現地に来ていただきまして、現地の確認ですとか立会いをさせていただいたところです。経過だけ、ざっと説明させていただきます。

(資料「総務文教委員会資料」「報告書」により説明)

若干補足をさせていただきたいところではありますが、いわゆる油が混じった土壌について、どういう処分をすべきかという部分なんですけれども、まず、汚泥に5%以上の廃油を含む場合なんです。それにつきましては、油としての産業廃棄物という扱いが出てくるものになりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って処分という形になります。こちら普通の土壌、土に油が混じっているということで、それに準じた扱いになるんですけれども、実際1%未満ということで、こちらにつきましては、廃掃法という観点からしますと土砂扱いということになります。それで通常に残土として処分してよいかどうかということになるんですけれども、一応こちらにつきましては、油の臭いですとか油膜があるということで、扱いとして汚染土壌という扱いになる、こちらは県のほうにも確認したんですが、汚染土壌になるんですけれども、ただしこれは土壌汚染対策法というものがあって、こちらのほうに該当するのかなと言いますと、土壌汚染対策法の中には油というものの規制が基本的にないという状況になっております。というのは、土壌汚染対策法につきましては、人の健康保護、健康リスクという観点から対策措置をするということになります。油につきましては、臭いですとか不快といった観点から対策をするということで、環境省のほうが出しております油対策ガイドラインというところを参照する形になりました。油臭、油膜といったものは油汚染問題につきましては、土壌汚染対策法の対象外とはなりますけれども、快、不快という観点から対策を措置する必要があるという部分で、何らかの処理が必要ということになります。具体的には油含有土壌につきましては、土壌汚染対策法の対象外になりますけれども、それに準じた汚染土壌として処理をすることが適切であるということで、県の環境センターのほうからそういった話をいただいているところで

あります。

そこを踏まえてということになりますけれど、資料の2ページを御覧ください。

(資料「総務文教委員会資料」「処分可能業者一覧」により説明)

魚沼更生福祉会のほうで発注しているまたたびの家の建設工事になりますが、こちらが当初の予定では3月の末頃完了という予定になっておりましたけれども、この汚染土の処分の関係で今工事のほうが中断しているというところなんですけれど、これによりまして、向こうのほうの今現在組んでいる工程ですとか、国、県の補助事業でやっている建設事業になるということでありまして、県との協議の中で3月中には現地を再開しまして、なんとか8月末までに完成して、9月からは当初予定していた新しい建物で、新しい事業を開始したいということで、新しい事業で入所者の工賃の関係もいろいろ絡んでくるというようなことで、そうしたスケジュールに可能な限り間に合うような形で、現地の処分ですとか処理のほうを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

本田委員長 説明が終了いたしました。これから質疑を行います。ただいまの説明について、質疑等はございますでしょうか。

大平(栄)委員 報告書によると、汚染土と言うけども、県のほうに聞いたら、汚染土で処理したら二万円からかかったのが、残土としてそのまま使えるわけです。臭いがするからって、中和すればそれっきりどこに置いて悪いわけでない。今聞くと、前に言ったことと全然違います。私にあって言われたときは、分析してない、臭いがするだけだ、汚染土としてやらねばならんと。今度これ見れば、土砂として残土として受け入れるというか、どこでもいいと言えば、そこで誰か文句言うんですか。

大塚総務政策部副部長 油汚染問題ということになるんですけれど、この油汚染対策ガイドラインというのを環境省が出しているんですが、そちらによりますと、油臭ですとか油膜、油の把握につきましては、先ほど冒頭申し上げましたとおり廃掃法の関係ですとか土壤汚染対策法の中では、基準がないというところでありまして、このガイドラインの中で油の状況につきましては、基本的には油まみれ土壤に起因する油の臭いや油膜の把握は、嗅覚や視覚といった人の感覚によることを基本とするということで、要は快、不快に対して対応するというのがこの油汚染問題の対応ということになりますので、油の臭いがする、油膜があるというものに対して対応するというのが、この対応の仕方という形になりますので、現地で油の臭いがするですとか、油膜があるような土壤につきましては、県のほうからも土壤汚染対策法に準じる扱いで処理をすることが適切であると。というのは、そういった数値的には産業廃棄物にならない土壤であるとしても、それを別の場所に捨てるとか、そうなりますとそこでまた油の臭いですとか油が出るといったようなことがありますので、そういった処理につきましては、通常の残土と同じように扱うべきではないというところが一応対策の基本的な考え方になっております。

大平(栄)委員 罰則規定があるんですか、ないんですか。臭いなんか中和剤でもって止まるんです。ほかのところじゃ全部それやってるんです。何で魚沼市だけそれやらないで、わざわざ金かけるんですか。言っていること、この前言ったことと全然違う。量も違うし。これは汚染法で何も書類がないんだから、これをこれから出てくるか出てこないか分らんじゃなくて、仕事やる前に調査しなくちゃならんですよ。分析結果が何より証拠なんです。ないんだから。最初は焼却するって言ったから、5%でなくちゃ駄目だと、そう言っ

たんです。そうしたら汚染法に関係ないのにまた金かけてやる。普通ちょっとでも灯油がこぼれても、例えばドラム缶一つ出ても、中和剤でもってして、罰則がないからそれでほとんどみんなやってるんですよ。残土として捨てて誰が文句言うんですか。中和剤まいて。

大塚総務政策部副部長 量としまして、現在出ている分だけでも 92 立法メートルという量がありますけれど、仮に中和剤をまくとしまして、中和剤というものにつきましては油を分解するというものではありませんので、いわゆる水溶性というか水に溶けるような形に油の性質が変わるというだけでありまして、物としてはどこかに消えてなくなるというわけではありません。ですので、それだけの量のものを一応公、市、行政というところがどこかそういう通常の残土捨て場のようなところに処分という形で、仮にそこに置かれたものから油であったり、当然中和処理といっても量が多いですので、完全に中和しきれいかどうか分かりませんが、中和されたものですとか、あるいは油等がそこからまた流出する二次的な環境汚染の恐れもあるというところが問題になる部分だと思いますので、こちらとしましては、県からのそういったお話もありますので、適切な処理ということをまず基本に考えたいと考えております。

大平（栄）委員 県から聞いたって、県はそう言ってませんよ。あんた知らんばっかだ。全部土壌改良して、コンクリじゃないけど固めるのもあるんです。そこに置いて、土壌改良して、固めて、臭いも何もしないようになって。誰が臭いを検知するんですか。しないようにすればいいんじゃないですか。しないですよ。それを何故やらないんですか。どこでもやっているところあるんですよ。土壌改良を。セメント混ぜてやったってなるし。これが普通の土壌として使われるんだから。臭いがするっていつて、誰が臭いを感知して、どれだけ感知してれば駄目なんだ。後からになったら絶対これ、調査して、コンクリで固めればそれでいいんだ。

（何事か呼ぶ者あり）

本田委員長 お答えだけいただきたいと思います。大塚総務政策部副部長。

大塚総務政策部副部長 いろいろな処理がある中で、その場で現場で処理したとしまして、それをまたどこかへ排出するのか、あるいは場内でどこかで埋戻しができるのかということ、場内ではちょっと埋戻しできる部分がないというようなところもありますので、こちらとしましては、基本的には場外処理を考えたいというふうに考えおります。

大塚（聡）委員 今この報告もらったんだけど、何で今まで報告しないんですか。出たときなんでしないという話だ。

大塚総務政策部副部長 その点につきましては、報告が遅れた部分につきましては、私どもの初動あるいは対応のほうがかんちんとしていなかったと思いますので、お詫びいたします。

大塚（聡）委員 お詫びなんかいい。なんで今になったんですか。それに教えてください

大塚総務政策部副部長 それにつきましては、私の責任であります。

大塚（聡）委員 こういうことがあったら、すぐ報告するのが筋でしょう。それをなんでおまえさんのところでためて、そういつて私の責任だなんてやってるのか。おかしいろう。なんかほかの理由あるのか。

大塚総務政策部副部長 ほかの理由ということは特にありません。私どもの対応が、いろいろ検討を重ねる中で、いろいろと二転三転した部分もありましたし、時間がかかったということでもあります。

大桃（聴）委員　二転三転の話なんて聞いてない。こういうことがあったら大変なんだから、すぐ報告するんじゃないの、普通であれば。それをあんた、ずっとそうやってあっためたということは、何か意図があるんじゃないかと聞いているんだけど、それについては答えられないんじゃないですか。

10月29日に土壌が重油に汚染されていることって書いてありますけど、経過の中で、これ重油ということは確定しているんですか。

大塚総務政策部副部長　まず、現地で嗅いだ臭いが重油ということと、近くに昔は重油タンクがあったということから推測したものです。

大桃（聴）委員　重油タンクがあったから重油だって短絡的ではないから、分析した中で重油なのかどうか、なんだか、軽油だか、それは工事でユンボから漏れたんかもしれないとすれば、きちんと分析しなきゃならないと思うんだけど、この環境生物化学研究所の中では、それは分からないんですか。

大塚総務政策部副部長　この分析の中からは分かりません。

大桃（聴）委員　何がそこに入っているのか。油の正体は何なのかわからなきゃ、魚沼市の責任かどうか分からんでしょう。そこに重油タンクがあったから、あればそれは重油なのか。タンクの中にあるのは多分重油だろうけど、漏れたのはそこから漏れたかどうか分からないとすれば、そこまで調べないと、市の責任でそれを処理するなんてことは安易にできていると思うんですか。

大塚総務政策部副部長　その油が出てきた部分につきましては、現状が舗装されていたりした部分でありますので、外部からそうした油が入り込むということも、可能性もあまりないのではないのかということから、元々その下にあったということを推測しまして、昔使っていた重油タンクからの燃料の漏れたものがそこに浸透していると考えました。

大桃（聴）委員　市の金出してやるのに、推測だとかそういう話だけで出せるはずがないと思うんです。私は。きちんと調べなきゃならないし、実際量の話だとか、さっき言ったパーセントの話だとか、その油が何なのかという、そこまで全部調べて初めて市の責任という話になってくると思うんだけど、そこら辺まで調査しなきゃ駄目でしょう。そうは思いませんか。

大塚総務政策部副部長　おっしゃるとおりだと思います。

大桃（聴）委員　そこまで調査、これからやるつもりはあるかどうか。

大塚総務政策部副部長　必要であれば、やる必要があると考えます。

大桃（聴）委員　それやらないと、この委員会でもゴーサイン出せないと私は思っていますので、きちんとしていただきたいと思います。

次です。11月17日、ここは汚染土のトンパック詰め作業開始と書いてあって、どのくらい金がかかったのか知りませんが、この金については誰が出すんですか。

大塚総務政策部副部長　こちらにつきましては、市が負担するというふうに考えております。

大桃（聴）委員　実際にここ掘削するのに、工事で掘削しなきゃならない、そういうことがあるわけです。そうすると今掘って崩れれば困るから、碎石入れて崩れ防止にはしてあるだろうけども、そこを工事で掘らなきゃならない分については、掘削については工事費の中に多分入っているから、それを市で出すなんてわけにはいかんと思いますけど、いかがですか。

大塚総務政策部副部長　掘削の部分につきましては、油の臭いがする、しないは、実際一掘りするごとに確認をしながらより分けたということで、その油の臭いがする部分についてのみ量になっておりますので、そちらにつきましては、油汚染土の処理の部分になるのではないかと考えております。

大桃（聴）委員　油で分別しなきゃならない部分の分別とは、そこはおまえさんの言うのが若干ある。私は認めませんが、若干あるかもしれません。ただ、土として掘るのについては、その油に汚染されてるから掘らないわけじゃなくて、どっちみち掘らなきゃならない。工事で掘るんだから、掘削料として工事費の中に入っているはずだから、それを市が負担するのはおかしいと思うけど、いかがですか。

大塚総務政策部副部長　通常の作業とはまた違った作業も入ってきますので、汚染土処理の部分になるのではないかと考えております。

大桃（聴）委員　それについても、私が言ったように、汚染土として分別しなきゃならない手間がかかった分は、これからの話にもなりますけど、市が負担しなきゃならないとなればその部分はあったとしても、実際に掘削するだけであればそこは工事費の中に入っているはずだから、そこを市が負担するのはおかしい話になりますからよく検討してください。

次です。12月4日、魚沼更生福祉会が来庁し、早期の汚染土の処分を市に要望とありますけども、このときの要望の内容はどういうことだったんでしょうか。

大塚総務政策部副部長　こちらにつきましては、先ほどちょっと申し上げた部分にもなりますけれど、福祉会のほうでは令和3年3月末頃までに完成するという計画をしておりましたけれど、そちらがこの対応の関係で延びるということで、県のほうと補助金等の協議に行った中で、工程を精査すると3月末には工事を再開して、8月末までに完成をさせたいという予定を組んだ中で、そこに間に合わせるためには、早くまずは汚染土の処分をして工事に取りかかれるようにしたいということで、汚染土処分を早くしてもらいたいという要望でありました。

大桃（聴）委員　汚染土と言われるそれを市に処理するように要望したということでいいんですか。

大塚総務政策部副部長　その時点で新たに処分してほしいということではなくて、早くこの工程に間に合うスケジュールでやってもらいたいという要望であります。

大桃（聴）委員　今の話聞くと、工期だけの話みたいですけど、その前に市は処分すると言っているんですか。そういう要望は向こうから来てないのですか。

大塚総務政策部副部長　それにつきましては、その油汚染土が出てきて、現地を確認した時点でそういった要望、市のほうで処分をしてもらいたいという要望がありました。

大桃（聴）委員　その要望がいつあったのか分かりませんが、それ、はいと言ったのは大塚副部長ですか。

大塚総務政策部副部長　口頭ではありましたが、その当時の市長に報告をしまして、それは市ですべきものだろうということで、市のほうで処分すべく進めるべしということで話をさせていただきました。

大桃（聴）委員　この12月4日の要望、その前にその要望があって処理してくださいで、4日には早くしろという、そういう話の中で対応したのは前市長ですか。

大塚総務政策部副部長　12月4日につきましては口頭でのお話でしたので、努力しますとい

うことで返事をさせてもらっております。

大桃（聴）委員　市長が対応したかって話だけど、それはまあいい。その前の要望のときに市長に報告して、市長がしなきゃならないという話でいいんだね。前市長が。

大塚総務政策部副部長　そのとおりであります。

大桃（聴）委員　前市長がその部分で、副部長の報告をきちんと受けて判断したのか私は非常に疑問に思っていますので、その辺についても新しい市長と相談したいと思っています。

次いきます。12月24日に、南魚沼地域振興局健康福祉環境部環境センターに汚染土の調査及び処分方法を相談と。この調査というのは、ここで調査してもらったのか、この調査報告書を教えたということなんですか。これはどういうことですか。

大塚総務政策部副部長　調査という書き方をしておりますけれど、現地確認ということでもあります。

大桃（聴）委員　先ほどいろいろと、何も資料出さないのに説明をした汚染土壌の話、土壌汚染対策法に対象外だとか、5%以上だと廃掃法に引っかかるとか、1%未満だと土砂とみなすとか、油対策ガイドラインだとかどうか、その辺の資料全部出してください。それ見ないと分からないし、実際この報告書の中では先ほど説明があったとおり1%未満なんでしょう。それをどうしても処分しなきゃならない理由が私にはよくわからないから、その辺の全部ガイドラインとか法律とか出してきて、こうこうこうだから、こうしなきゃならないという、そこをちゃんと教えてください。

大塚総務政策部副部長　そうした資料をまとめまして、皆さんにお示ししたいと思います。

大桃（聴）委員　このA3の資料の2ページ目の3、TPH試験というのは何ですか。

大塚総務政策部副部長　こちらにつきましては、土壌を加熱して分析するというものになりますので、こちらでどういった油かということが分かるということでしたので、これをすることによって油の性質が分かるものになります。

大桃（聴）委員　これはやったんですか。これからやるんですか。

大塚総務政策部副部長　これにつきましては、これからしたいと思います。

大桃（聴）委員　先ほどの重油の話がこれで分かると、そういうことであれば、これは早急にやらんきゃ駄目だし、さっきの法律関係の話で、それもこうこうこうだから、どうしてもやらんきゃならんという、その辺の理由づけがきちんとないと駄目だし、あとは量が問題で、量がどうなっているのかその辺もあるので、ここで説明だけじゃ決まらないから、それこそ詰めたトンパッカー一つ一つ開けてみなきゃならない可能性もあるので、その辺きちんと委員会で調査できるようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

大塚総務政策部副部長　委員会でそういった調査が必要ということであれば、現地を見ることは可能だと思います。

大桃（聴）委員　補正つけて、予算執行できる状況になっているんだけど、とてもこういう状況じゃ後で問題が必ず起きますから、調査が終わるまでは仕事はちょっとできないと私は思っているんですけど、いかがですか。

大塚総務政策部副部長　こちらとしましても、そういった懸念があるというふうにつきましては、ある程度はつきりしたほうがいいと思います。と、同時に、相手方、福祉会のほうの建設のスケジュール等もありますので、そこら辺の兼ね合いもありますので、できるだけ早急に対応できるようにしたいと考えております。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。

渡辺委員　時間経過で分からないところがあるので教えていただきたいんですけども、10月29日に発見しました。更生福祉会のほうに伊米ヶ崎建設さんが立ち会いのもと、現地確認をする。ここからになりますけれども、翌日にうちが行って確認をしました。この後土日挟まれますので、3日が祝日だったりするので、この辺りちょっと時間が空いていると思うんですが、この現地確認をした後、担当課としてはすぐに南魚沼振興局の環境センターのほうに連絡を取って、現地確認の要請をしたんでしょうか。

大塚総務政策部副部長　そのとおりであります。

渡辺委員　その結果、5日の午後にならないと来れないというお返事があったということですか。

大塚総務政策部副部長　そのとおりであります。

渡辺委員　この分析結果の報告書を見ますと、11月10日の採取日ということになっていますし、報告の年月日見ますと11月19日になっております。こちらのほうの受領した日がいつかというところは、これですと11月25日に、これは市が分析結果を受領したということになるんですか。

大塚総務政策部副部長　そのとおりです。

渡辺委員　ここで、環境センターのほうが現地調査に来ているんですけども、先ほど来これは一般土砂として扱える土砂であったと、検査の結果あったわけなんですけれども、そういった検査結果を待ってから判断するような、そういったところの環境センターのほうからの指導なり、そういったものはなかったのでしょうか。

大塚総務政策部副部長　土壌で油の臭いがするですとか、油膜があるという時点で油汚染土という判断になります。

渡辺委員　先ほどの説明だと、油汚染土というものについて、その時点で油汚染土だから一応は油汚染対策ガイドラインでは、そういった臭いだとかそういう対策をする必要はあるけれども、一般土砂としてする方法も可能だということなんですよね。その話はなかったんですか。環境センターのほうから。

大塚総務政策部副部長　現地確認の際は、適切な処理をしてほしいということでありました。その後、こちらのほうでどう処分すべきかというところでいろいろ検討している中で、また県のほうに相談したり確認したりした中では、当然、物としては土砂という扱いになります。油が混じっている土というものは油含有土壌いわゆる汚染土ということで、こちらについては通常の残土捨て場にそのまま捨てるということではなくて、処分場で適切に処分することが適切であるという意見をいただきました。

渡辺委員　それは望ましいというお話で、法律的にそれがそうなっているかどうかについては、先ほど大塚委員のほうから言われていますので、その辺りの整合性として法律でどうなっているのかというところは後で調べさせていただきたいんですが、11月19日の結果を25日にいただいたとして、ここでうちとしては焼却処理を前提として予算を出してきているわけです。12月22日、本会議の初日に一応出てきているわけですけど、そうすると25日に成分分析表をいただいている、これがどういう意味合いだとか、どうだということの焼却処理しなければいけないという結論に至ったのがちょっと不思議なんですけれども、その辺りはどういういきさつで焼却処理になったのか聞かせてください。

大塚総務政策部副部長　繰り返しになりますけれど、油の濃度が低くて産業廃棄物にならなくても汚染土壌という形になりますので、そういったところでどこでそれを処分してもらえるかという中で、まず私どものほうとして、その時点でなかなか時間もなかったところから、実際それを請け負っている業者ですとか、市内で廃棄物を扱って業者等に聞いたところ、先ほど話をしました三島谷興産のほうで焼却処分ということで受け入れができるというお話をいただきましたので、まずはそこで取り急ぎ補正予算について上げさせてもらったという経過であります。

渡辺委員　22日に私質疑させていただいて、1社だけの見積もりではなく、適正にどうするかということについて、またほかの検討もしてくれということで、こうしていただいた結果、こうなったんだと思っていますんで、そこについては評価させていただきますが、本来であれば本会議に提案する前にそういった2社、3社の相見積もりがあったり、それがどういう処理の仕方であればいけないかというところの、例えばの話ですが、この環境センターとの12月24日に協議していますけれども、これをもうちょっと早い段階でするということも可能だったのではないかという気がいたします。確かに日程的にはタイトだったとは言いますが、この調査結果が出る前にいろんなこと検討できる時間もあったのではないかという気がしますけれど、その辺りいかがでしょう。

大塚総務政策部副部長　おっしゃるとおり、あらゆる可能性、現時点から見ればその時点であらゆる想定されることを検討できればよかったと、今時点では思っております。

渡辺委員　これが次回までに法律的なことなど、いろいろ資料出していただけるとは思うんですけども、もし仮に一般的な土壌として処理できるのであったと仮定するならば、この掘削した土砂というのは通常はどのように処理するんですか。

大塚総務政策部副部長　通常であれば、市内に残土捨て場で捨てられるところがあれば、そういうところに捨てますし、場所によったり距離によったりすれば市外ということもありますけれど、残土捨て場のほうに捨てるという形になります。

渡辺委員　本来であれば、一般土砂として扱うのであれば、請け負った業者が責任を持って、中和処理なりをして、捨てるなりということもあり得るのではないですか。

大塚総務政策部副部長　その中和処理というような部分につきましては、工事によっては別途新たに増えてくる部分かと思えますけれど、通常に残土処理については、請け負った業者のほうで処分をするという形になっていると認識しております。

大平（栄）委員　焼却するっていうのいつ頃、いつ頃というか、大塚さんの話だと県に聞いたって、いつ聞いたんですか。聞いた内容とか、県の何課のどういうところに聞いたか、書類、後でもらいますけども、いつ聞いたんですか。

大塚総務政策部副部長　焼却という部分につきましては、県に聞いたことはありません。

大平（栄）委員　臭いがしたから焼却しなくちゃなんというのは、いつの話ですか、それは。あんたが考えたんですか。誰かに相談したんですか。専門家に聞いたんですか。

大塚総務政策部副部長　臭いがするから焼却ということではなくて、油が含有している土砂を処分できるかどうかというところがあるかということを、現場の工事を請け負っていた業者ですとか、市内の廃棄物を扱っている業者にきいたところ、そうした県内業者があるということで話を伺いました。

大平（栄）委員　それ全然違うじゃないですか。分析結果が出てるがんに、全然違うじゃな

いですか。分析結果は土砂として通常使われるんです。さっき言った、臭いがするから、臭いがするのがどうのこうの言ったでしょう。それだから焼却しねえばならないって。分析結果が出てからあちこち聞いてありますけども、何万とか二万幾らとかってありますけども、分析結果見なかったんですか。

大塚総務政策部副部長 当初の判断としては、油の臭いですとか油膜等を確認した時点で、まだ分析結果が出ておりませんでした、そうした適切な処分が必要ではないかということとで検討しておりました。

大平（栄）委員 分かった時点ですぐやらなかったら、つまらんことやったら大変なことじゃないですか。普通だったら、分かる人がやったら土壌改良いろいろあるんですよ。固める方法。今どこでもやっているんです。臭いだけだったらだし、油出ないようにするんだったらセメントでやるとかあるんです。そういうの全然何にもしないで、ただ見積もってして、このまま黙っていたら魚沼市に何千万もマイナスになるんじゃないですか。市に負担をかけることになったんじゃないですか。どうですか。

大塚総務政策部副部長 議会等でもそうしたご指摘もいただいた部分でありますので、今いろいろと検討しているというところであります。

大平（栄）委員 今検討というのは、いつの話ですか。

大塚総務政策部副部長 それにつきましては、補正予算で出した後の話になります。

大平（栄）委員 さっき、県の人からいつ聞いたかどうか、どういう課で、なんて人に聞いたか、それを出してください。私聞いてるんです、みんな。それを、臭いがしたら廃棄物として取り扱う、そんなこと言うわけないんです。県の人が出たってことになっただと言ったから書類出してください。

大塚総務政策部副部長 臭いがしたから廃棄物ということではなくて、廃棄物の扱いじゃありませんけれど、臭いがしたり油膜があるという時点で、汚染土としての適切な処理をしてくださいと・・・

（「適切な処理というのはどういうんだか、ちゃんと出しなさい」と呼ぶ者あり）

大塚総務政策部副部長 答弁ではない部分なんですけど、一点だけよろしいでしょうか。こちら、先ほど大桃委員のほうからも、原因がどこかというところがまず先じゃないかというお話がありましたけれど、今現在またたびの家の建設工事が中断している中で、実際現場の工事のほうで延びたことで、当初福社会のほうでは想定していなかった経費、建設現場内での経費等もかさんでいる部分等もありまして、そういったものについても対応する必要があるのかなというところも含めて、またご相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本田委員長 それでは、休憩を取りまして、今後の委員会の運営について皆さんからご意見を承りたいと思っています。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（16：24）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（16：30）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き調査事案がございます。委員会として、次回委員会でまた調査をしてまいります。資料につきまして委員会から求められていますので、その点については対応をお願いいたします。また、委員会として現地調査を可及的速やかにすべきだという声がありました。委員長に一任いただきまして、そのようにいたしますので、調整を一任いただきたいと思っております。

最後になりますけども、工事の再開が3月末ということでございます。委員会としての一つの方向性の結論と申しますか、目標値を3月の工事再開までに見出せればと思っておりますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。本件につきましては、以上いたします。

・第5期総務文教委員会 課題のまとめについて

本田委員長　次に、第5期総務文教委員会 課題のまとめについてを議題といたします。

11月13日の総務文教委員会で配付した、第5期総務文教委員会調査結果の表中、調査結果、申送り欄について協議することにしていましたが、会期中は時間がなく進められておりません。今回も再度持ち帰りの上、各委員で検討していただきたいものと思っております。次回、まとめたものを提示いたしますので、それをもとに検討することをお願いできませんでしょうか。(異議なし) 異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。提出先は議会事務局とし、期限を1月26日火曜日とさせていただきますので、データで送ってください。なお、次回の委員会は2月8日月曜日を予定しています。本件については以上といたします。

続きまして、私から一点報告いたします。現在、生涯学習課で「魚沼市子ども読書活動推進計画」を策定中と聞いております。来月には、パブリックコメントを始めたいということで、次の委員会で計画案について示してもらおうこととしました。以上、報告いたします。

ほかに執行部から報告事項等はありませんか。

森山総務政策部長　ありません。

本田委員長　ほかに委員の皆さんから、ご意見、協議事項等はありませんか。

渡辺委員　次回の委員会の中で、今ほど教育委員会のほうの話もありましたので、未満児の保育所の受入れが、去年は4月の時点で十数人入れなかった方がいらっしまったということを知っておりますので、その辺り今年度はどのようになっているのか報告していただいたり、質疑できる時間を取っていただけるとうれしいですが、お願いできますでしょうか。

本田委員長　相手方がまとめられるかどうかは分かりませんが、できたとしたら、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。(なし) 本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務文教委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会 (16 : 35)